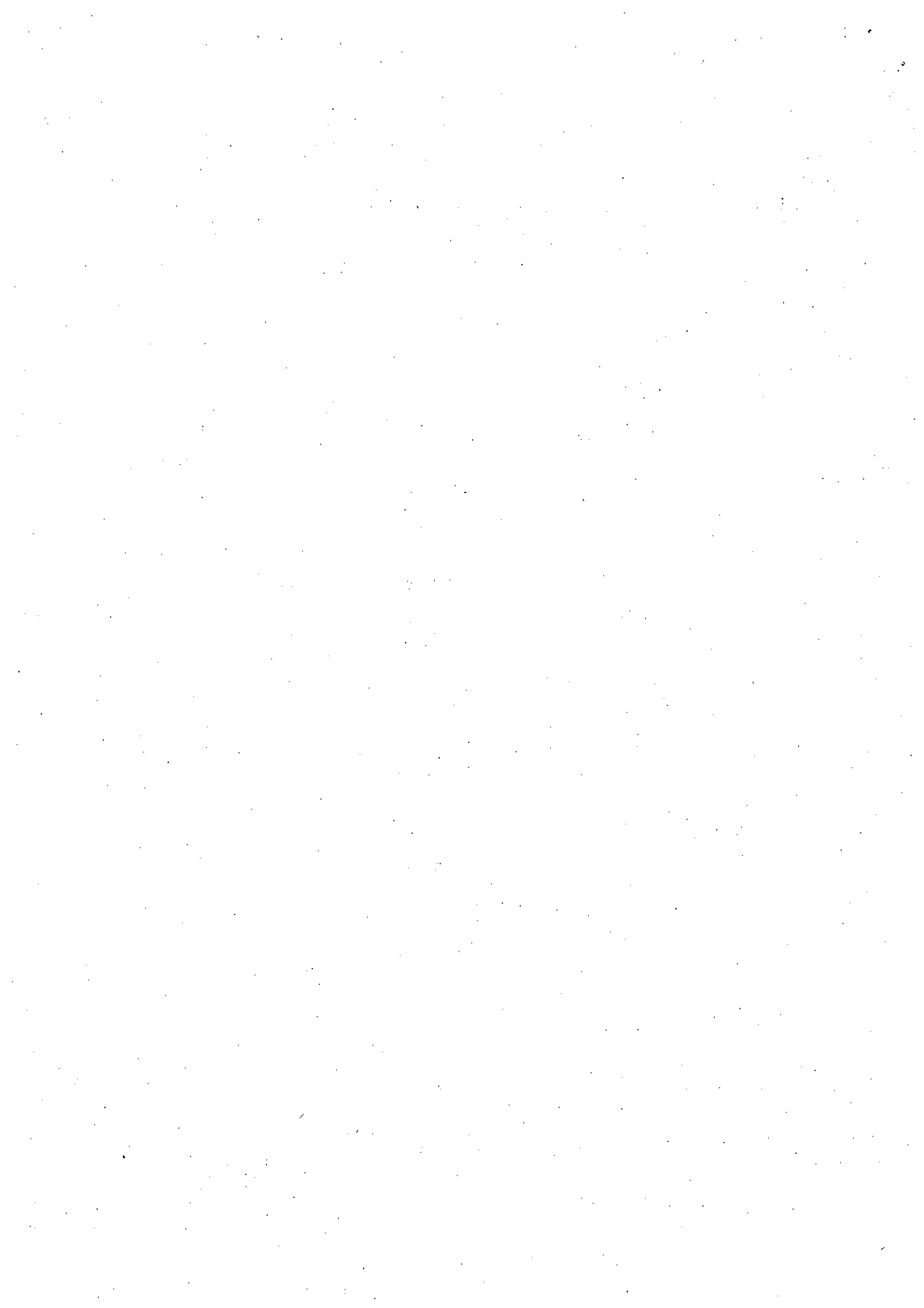


令和2年6月市議会 総務委員会資料

第95号議案 基本構想の変更について

ページ

1	第四次総合計画の計画期間の変更について・・・・・・・・・・	1
2	第四次総合計画基本構想の変更内容・・・・・・・・・・	2
3	第五次総合計画の策定スケジュール（予定）・・・・・・・・	3
	長崎市基本構想変更（案）・・・・・・・・・・	別冊



1 第四次総合計画の計画期間の変更について

(1) 第四次総合計画の計画期間

変更前 平成23年度から令和2年度

変更後 平成23年度から令和3年度

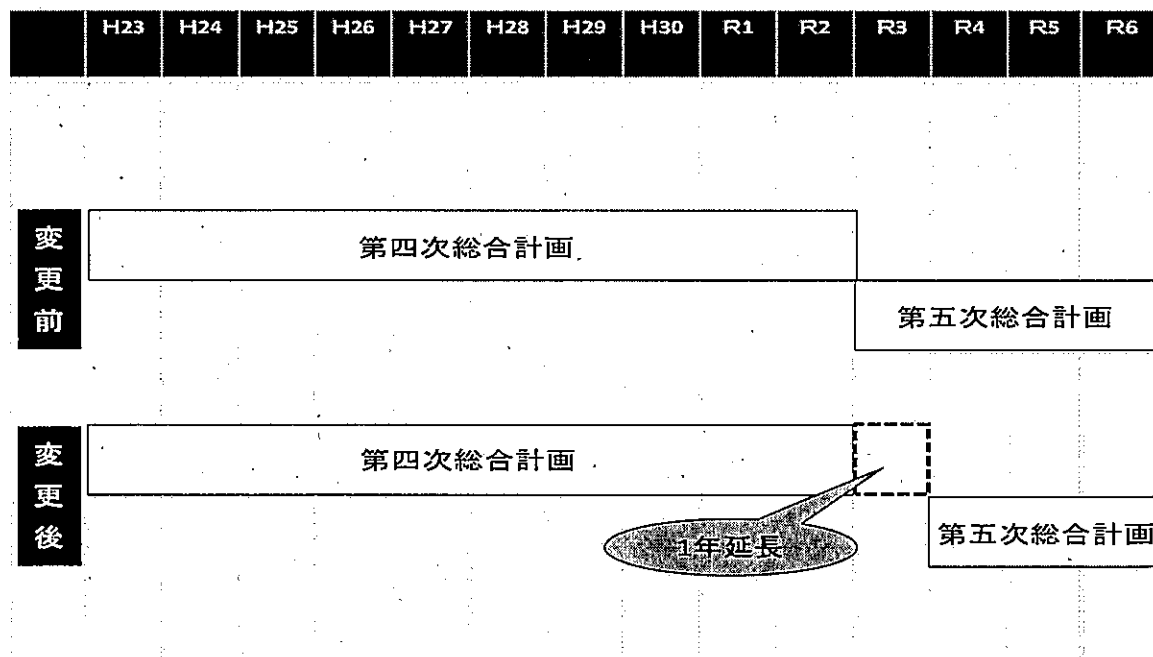
(2) 第四次総合計画の計画期間を1年延長する理由

第五次総合計画の開始時期を令和3年度から令和4年度に1年延期することに伴う総合計画の空白期間を回避するため。

【第五次総合計画の開始時期を1年延期する理由】

- ① 基本構想及び基本計画の策定にあたり、長崎市総合計画審議会から意見を聴くことが必要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催が困難な状況であったこと。
- ② 基本構想、基本計画及び実施計画の策定には全庁で取組む必要があるが、現下の状況においては新型コロナウイルス感染症対策に全力を注ぐべきであると判断すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の終息前後において、社会情勢が大きく変わることが想定されることから、長期の計画期間である総合計画については、終息後の状況を一定見据えた上で策定を行うことが望ましいと判断すること。

(図1) 総合計画の計画期間



2 第四次総合計画基本構想の変更内容

第四次総合計画の終期を令和2年度から令和3年度に変更することに伴い、基本構想を次のとおり変更を行うもの。

(1) 計画期間

変更箇所	変更前	変更後
1 基本構想策定の趣旨 (別冊変更案 2頁)	そこで、この基本構想は、時代の流れはもとより、長崎市の現状や特性を踏まえたうえで、まちづくりに関わるすべての人々が、希望をもつとともに取り組むために共有する「将来の都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示すものとして策定するものです。	そこで、この基本構想は、時代の流れはもとより、長崎市の現状や特性を踏まえたうえで、まちづくりに関わるすべての人々が、希望をもつとともに取り組むために共有する「将来の都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示すものとして策定するものです。 <u>計画期間は、平成23年度(2011年度)から令和3年度(2021年度)までとします。</u>

(2) その他所要の整備

変更箇所	変更前	変更後
2 時代の大きな流れと長崎市の現状(2)長崎市を取り巻く現状と中長期的展望 (別冊変更案 6頁)	<u>第四次総合計画の最終年度である平成32年(2020年)</u>	<u>令和2年(2020年)</u>
4 将来の都市像とまちづくりの基本姿勢 (別冊変更案 10頁)	<u>10年後の都市像</u>	<u>最終年度の都市像</u>

3 第五次総合計画の策定スケジュール（予定）

	基本構想議案提案	基本計画 議会最終報告	計画完成時期
変更前	令和2年9月	令和3年2月	令和3年3月 (令和2年度)
変更後	令和3年2月	令和3年11月	令和3年12月 (令和3年度)

※なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況などにより、変動の可能性がある。

【参考】長崎市総合計画策定条例

(審議会からの意見聴取)

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長崎市附属機関の設置に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合計画審議会の意見を聴くものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。